様式第3号(第4条関係)

指令　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　様

年　　月　　日付けで申請のあった　　　　　　　の設置については、児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づき、次のとおり認可します。

年　　月　　日

出雲市長　　　　　　印

１　家庭的保育事業等の事業所の名称

２　事業の種類

□家庭的保育事業　□小規模保育事業（□Ａ型　□Ｂ型　□Ｃ型）

□事業所内保育事業（□保育所型　□小規模型）□居宅訪問型保育事業

３　家庭的保育事業等の事業所の所在地（居宅訪問型保育事業の主たる事務所の所在地）

４　管理者職氏名

５　定員　　　　　名

６　設置年月日

　　　　　　年　　月　　日

教示文

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。